

## 実績報告書の記載要領

- この報告書は、租税特別措置法第 87 条第 7 項の規定により、対象年度の翌年度の 5 月 31 日までに提出してください。提出先は、租税特別措置法施行令第 46 条の 7 の 2 第 3 項の規定により、承認の通知を行った税務署長です。
- 【製造場の所在地及び名称】には、「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」の「申請する税務署の管轄内に所在する製造場」欄に記載した製造場の所在地及び名称（移転等した場合には、移転等した後に申請等することとした製造場の所在地及び名称）を記載してください。
- 2 に記載した製造場以外の製造場（酒税特例措置を受ける蔵置場を含む。以下同じ。）を有している場合には、その他に有している製造場を次葉に記載してください。なお、次葉に代えて製造場の一覧を任意の様式で作成し添付することもできます。
- 【対象年度】には、今回の報告対象の年度（4 月 1 日～3 月 31 日）を記載してください。
- 【対象年度において実施した具体的措置及び目標の達成状況】には、（前年度の取組を踏まえ）対象年度にどのような取組を行ったか、事例や客観的なデータ等を踏まえて記載してください。また、対象年度における事業計画書の【評価指標】がどのように変化したか、達成状況を記載してください。
- 【自己評価】には、事業計画書に記載した評価指標及び対象年度の実績値を記載してください。この実績値は、対象年度中に終了する酒類製造者の事業年度の実績値で差し支えありません。なお、具体的な評価に当たっては、事業計画書に記載した目標値と対象年度の実績値を比較して、次に定める区分に応じて評価し、「1」～「3」を記載してください。過去の自己評価については、これまでの目標の達成状況の推移を振り返り、翌年度以降に実施する取組に生かしていただくため、前年度以前に提出した実績報告書から転記してください。

1	◎	目標を達成できた	目標超過達成又は目標達成の場合
2	○	ある程度目標を達成できた	目標には達しなかったものの対象年度に行った取組で進展があった場合
3	×	ほとんど目標を達成できなかった	目標に向かって進展がない場合

- 【翌年度以降に実施する具体的措置等】には、上記 5 及び 6 の記載内容を踏まえ、翌年度以降に実施又は計画する具体的な事項や今後の抱負等について記載してください。なお、【自己評価】で「×」と評価した場合には、その要因を分析し、目標達成に必要な具体的取組や行動を記載してください。
- 対象年度の前年度又は対象年度の末日において、常時使用する従業員の数が 300 人を超える個人若しくは資本金の額若しくは出資金の額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人（「特定大法人」といいます。）又は特定大法人による完全支配関係がある法人若しくは特定大法人による完全支配関係があるとみなされる法人は、「租税特別措置法第 87 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の該当の有無」欄に「1」と記載し、そうでない場合には「2」と記載してください。
- 対象年度の前年度又は対象年度の末日において、完全支配関係がある場合には、「完全支配関係の該当の有無」欄に「1」と記載し、そうでない場合には「2」と記載してください。

- 10 「完全支配関係の該当の有無」欄に「1」と記載した場合は、該当することとなる年度の完全支配関係を系統的に示した図を添付してください。なお、特定大法人との完全支配関係がない法人であって法人税の申告書において別表2の提出をしている場合には、完全支配関係を系統的に示した図の添付を省略して差し支えありません。
- 11 「(令和 年酒類業実態調査表の提出)」の有無は、直近の酒類業実態調査表の提出の状況を記載してください。売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費並びに酒類の品目別の売上金額その他の酒類製造業の経営に関する事項が記載された酒類業実態調査表の提出により、租税特別措置法施行規則第37条の4の2第2項の規定に基づき、別葉1・2の提出は不要になります。